

広島県告示第千二百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年四月五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年十二月二十四日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 古浜入川地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市広友町の国土地理院四等三角点「広友公園」（北緯三四度二三分五五秒七五三〇、東経一三三度〇五分四三秒九八八九、標高一五・二メートル）

基点一 基準点から一九一度五五分三二秒の方向七六〇・三メートルの点

基点二 基点一から二九五度五三分四一秒の方向一六七・〇メートルの点

2 糸崎港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院四等三角点「糸崎小」（北緯三四度二三分二六秒一二〇七、東経一三三度〇六分三四秒四九六一、標高八・二六メートル）

基点一 基準点から二二八度〇三分五五秒の方向三九〇・二メートルの点

基点二 基点一から一〇四度三四分二二秒の方向五三六・七八メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物